

# 山梨県公報

第二千二百十五号

平成二十四年

三月二十六日

月 曜 日

## 目 次

県営土地改良事業計画の決定	一九五
道路の供用開始	一九五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	一九五
公 告	
指定施設要件変更予定保安林の所在不明通知（二件）	一九六
換地処分の実施（二件）	一九八

## 告 示

### 山梨県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（白州地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成二十四年三月二十七日から同年四月二十三日まで
- 縦覧場所  
北杜市役所
- 異議申立期間  
平成二十四年四月二十四日から五月八日まで

### 山梨県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字保字大上双里一〇四一番の三地先から南巨摩郡早川町大字保字大上双里一〇四五番の三地先まで	一六〇・〇	平成二十四年三月二十六日

### 山梨県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から三十四号までの標柱を順次結んだ線及び三十四号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域				
	標柱番号	郡	市	町 村	大 字
馬込	一	南巨摩郡	身延町	大島	馬込
	二	同	同	同	同
	三	同	同	同	同
	四	同	同	同	同
	五	同	同	同	同
	六	同	同	同	同
					地 番
					五一三一番一
					五〇五八番一
					五〇六九番一
					五〇七一番一
					五〇七四番一
					四九四二番



平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横内 正 明

(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
葎崎市清哲町青木字西向三三九二の一、三三九二の二、三三九二の三、三三九三の一、三三九三の二、三三九三の三 葎崎市清哲町折居字大根場一四七一 葎崎市清哲町折居字大根場一四七三 葎崎市清哲町折居字大根場一四七五	松原りか 小澤保昌 横森安定 小沢加賀作郎

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

(四) 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十四年二月二十七日山梨県告示第八十四号

(二) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一〇七の三	名取瀬平治、中澤泉

葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一一三の一

廣瀬千鶴、廣瀬忠、廣瀬繁

葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一〇四、六一一六、字細久保六一〇五、字作り道六一六一、六一六四、字大久保六一八九、六一九七、六一九九、字長久保六一〇九六、字日向水六一二三の二、六一二三の二

中澤泉  
小林あき子、平賀久男、平賀久徳、平賀久美、牧野久二子

葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一八六

名取昭五

葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一七六、六一八一、六一二〇の二、六一二一、字日向水六一三三、字久保六一二七六、六一二七七

藤巻英俊

葎崎市清哲町青木字諸久保三〇四〇の三

越石久女子

葎崎市円野町下井字上の山三二四五、三二四七

中島哲也

葎崎市円野町下井字上の山三二二七の一、三二二七の二

廣瀬政一

葎崎市穂坂町三之蔵字真藤原六〇八〇

中澤泉、向山久次郎

葎崎市穂坂町三之蔵字大久保六一二九八の一、六一二九八の二、六一二九八の三

横森徳雄

葎崎市穂坂町三之蔵字中沢五九五二

志村喜代治

葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇八七

志村真平

葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇九三、六〇九四

大柴吉信

葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六三三一、六三三一

木浦原佐一

葎崎市円野町上井字梨木畑三五七二

名取瀬平治、中澤泉

葎崎市円野町上円井字箆沢三六八三	田島功之
葎崎市円野町上円井字箆沢三六八一の二、字籠沢三六八一の三	田中米子、(株)丸徳
葎崎市穴山町字上新田七七二二の五	島津網蔵
葎崎市穴山町字上新田七七二三の三	島津與比
葎崎市穴山町字上新田七七二四の三	嶋津熊三郎
葎崎市円野町下円井字上の山三二四八	越石勘三
葎崎市穂坂町三之蔵字大久保六二九六、字日向水六二二五	東福院
葎崎市旭町上条北割字鎌倉四二六一の一	小野清太郎
葎崎市旭町上条北割字鎌倉四三三三の二	小野文男
葎崎市穂坂町三之蔵字作り道六二六〇、字八丁五八五一、五八五七の二、字日向水六二二九、字細久保六一七三、六一七四、六一八〇、六二〇六の二、六二〇八の二、六二〇九の一、六二〇九の二、六二一四、字屋敷日影六一一九	曾雌英人
葎崎市穂坂町三之蔵字作り道六二六九、字猪久保六一五三	宝積寺
葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇九八の一、六〇九八の二	尾形貫一
葎崎市穂坂町三之蔵字中沢五九二九の一、五九二九の二、字屋敷日影六一一一の五	望月由太郎
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六二五〇	中澤泰

葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六二三八、六二三九	曾雌米紹
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六二四八、六二四九	小泉巨
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一六四	曾雌米吉
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一八二、字屋敷日影六一二七の一、六一二七の二、字猪久保六一六〇	曾雌肇
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一〇四	曾雌伊兵卫
葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一二五	望月由道

- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法
- (四) 葎崎市(次の図に示す部分に限る。)
- 1 次(一)の森林については、主伐は、択伐による。
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (四) 保安林の指定施業要件変更の予定告示  
平成二十四年二月二十七日山梨県告示第八十四号

● 換地処分の実施  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県管畑地帯総合整備事業大野寺地区の換地処分を平成二十四年三月十二日実施した。

平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営中山間地域総合整備事業八代地区の換地処分を平成二十四年三月十二日実施した。

平成二十四年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番